3　軽自動車税	1,810	1,880	1,852	—	1,852	42	102.3
4　市町村たばこ税	8,267	9,738	9,738	—	9,738	1,471	117.8
5　鉱産税	18	18	18	—	18	0	100.0
6　特別土地保有税	20	—	13	—	13	△ 7	65.0
市町村普通税計	182,971	186,964	185,628	△ 18	185,610	2,639	101.4
Ⅱ　目的税							
1　入湯税	208	223	220	—	220	12	105.8
2　事業所税	3,479	3,565	3,543	△ 1	3,542	63	101.8
3　都市計画税	11,851	12,052	11,986	2	11,988	137	101.2
4　水利地益税等	0	0	0	—	0	0	—
市町村目的税計	15,538	15,840	15,749	1	15,750	212	101.4
Ⅲ　市町村税小計	198,509	202,804	201,377	△ 17	201,360	2,851	101.4
Ⅳ　東日本大震災による減免等	△ 419	△ 137	△ 137	—	△ 137	282	—
Ⅴ　市町村税計	198,090	202,667	201,240	△ 17	201,223	3,133	101.6

（参考）　利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、自動車取得税交付金及び軽油引取税交付金に相当する金額を道府県税から控除し、市町村税に加算した場合の金額は、次のとおりである。

（単位　億円）

区分	平成24年度当初見込額 (A)	平成25年度 現行法による収入見込額 (B)	平成25年度 税制改正による増減収見込額 (C)	平成25年度 改正法による収入見込額 (B)+(C) (D)	比較 平成24年度当初見込額に対する増減収額 (D)-(A)	比較 (D)/(A)×100 (%)
道府県税	121,202	121,761	△ 47	121,714	512	100.4
市町村税	215,367	218,479	△ 18	218,461	3,094	101.4
合計	336,569	340,240	△ 65	340,175	3,606	101.1

（参考）　通常収支分と東日本大震災分を合算した地方税の収入見込額は34兆298億円（地方法人特別譲与税１兆7,643億円を加えた場合は35兆7,941億円）である。

附　表　平成25年度税制改正による事項別増減見込額

（単位　億円）

改正事項	増減収額 道府県税	市町村税	計
1　自動車取得税	△ 1		△ 1
先進安全自動車（ASV）に係る課税標準の特例措置の拡充	△ 1		△ 1
2　固定資産税		15	15
日本郵便株式会社が所有する一定の固定資産に係る課税標準の特例措置の縮減		15	15
3　事業所税		△ 1	△ 1
木材取引市場又は製材等の加工業者若しくは木材の販売業者の事業用木材保管施設の資産割に係る課税標準の特例措置の拡充		△ 1	△ 1
4　都市計画税		2	2
日本郵便株式会社が所有する一定の固定資産に係る課税標準の特例措置の縮減		2	2
合計	△ 1	16	15
国の税制改正に伴うもの	△ 47	△ 33	△ 80
個人住民税			
法人住民税	△ 14	△ 33	△ 47
法人事業税	△ 33		△ 33
再計	△ 48	△ 17	△ 65

地方譲与税

地方法人特別譲与税	△ 30		△ 30
再々計（地方法人特別譲与税を含む合計）	△ 78	△ 17	△ 95

（注）表中における計数は、１億円未満を四捨五入している。